倫理規則

（目的）

第１条 この規則は、宮城県障がい者カヌー協会（以下「協会」という。）が目的とする障がい者カヌーを通じて障がい者スポーツを普及、技術の向上をはかるとともに、健常、障害の障壁を無くした共生社会やインクルーシブ教育を目指すことという責務の重大さを認識して、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この規則の対象となる者は、役員とする。

（人権の尊重）

第３条 協会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（遵守事項）

第４条　役員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パーワーハラ

スメントなど）等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

２．役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることや斡旋・強要してはならない。

３．役員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

４．役員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

５．役会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

（違反による処分等）

第５条　役員等が、第４条の遵守事項に違反する行為を行ったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

（１） 役員の解任については、規約第12条に基づき行うこととする。

（利益相反等の防止及び申告）

第６条　協会は、利益相反を防止するため、総会又は役員会の決議に当たっては、規約に基づき当該決議について特別の利害関係を有する役員を除いて行わなければならない。

２．役員等は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない事由によりかかる行為を行う場合には、事前に協会に書面で申告するものとする。

３．協会は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規則**（⇒情報公開規則が無いので、本規則の第8条２項を制定してはいかがでしょう？その場合⇒本規則8条2項**に基づき公開しなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第７条　役員等は、特定の個人又は団体等の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第８条　協会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

２．情報公開の対象書類は、次の通りとする。

(1)規約

(2)事業計画、収支予算

(3)事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録

(4)総会及び役員会の議事録

（情報公開の方法）

第９条 団体は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規則及び個人情報保護に関する達の定めるところに従い、前条の情報公開対象書類を主たる事務所への備え置き又は電磁的方法（「インターネット」の利用）により公開を行う。

（規則遵守の確保）

第１０条　役員は、必要に応じて委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別紙

（１） 協会が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずる者もしくは従業員（以下「助成団体等役職員」という。）から、金銭等の贈与を受けること。

（２） 助成団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

（３） 助成団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

（４） 助成団体等役職員から華美な供応接待を受けること。

（５） 助成団体等役職員をして、第三者に対し前３号から４号に掲げる行為をさせること。

日から施行する。

別紙

（１） 協会が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずる者もしくは従業員（以下「助成団体等役職員」という。）から、金銭等の贈与を受けること。

（２） 助成団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

（３） 助成団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

（４） 助成団体等役職員から華美な供応接待を受けること。

（５） 助成団体等役職員をして、第三者に対し前３号から４号に掲げる行為をさせること。